

入 札 説 明 書

調達物品名

高規格救急自動車 2 台口

相模原市 財政局 財政部 契約課

(令和 7 年 4 月 1 1 日入札公告分)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）、相模原市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成22年相模原市規則第43号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

（1）入札番号

4020

（2）契約件名

高規格救急自動車 2台口

（3）数量

別紙仕様書のとおり

（4）納入期限

令和8年3月23日

（5）納入場所

別紙仕様書のとおり

2 入札参加に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- （1）政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- （3）参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- （4）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- （5）県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- （6）市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- （7）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定が確定している者を除く。)でないこと。

(8) 入札日前日現在、契約規則に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録され、営業種目として「自動車」及び細目として「救急車」が認定されていること。

(9) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件に該当すること。

(10) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。

3 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市財政局財政部契約課

電話 042-769-1391 (直通)

FAX 042-769-5325

ホームページURL <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>

4 入札参加資格確認申請の手続に関する事項

2(8)に基づき、本市競争入札参加者名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格認定申請を行う場合は、次の方法によること。

(1) 資格認定申請に関する問合せ先

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」のとおり

(2) 申請及び書類提出期限

別紙「入札案件概要書」のとおり

(3) その他

詳細は、かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」(以下「電子入札システム」という。)の説明によること。

ホームページURL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>

5 入札参加の手続に関する事項

入札参加者は、原則、電子入札システムにより次の書類を提出すること。ただし、電子入札運用基準8(1)に該当する場合は、紙入札による参加を認めるが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵便入札とする。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書(別紙1)(電子入札システムによる申請の場合は不要)

イ 2(9)に該当する契約書の写し

ウ メンテナンス対応等証明書(別紙2)

(2) 提出期間及び提出方法

5（１）の提出書類を、令和7年4月11日（金）午前9時から令和7年4月21日（月）正午までに電子入札システム又は紙等により提出すること。

（３）提出場所

「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に提出すること。

（４）入札参加資格の有無については、電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行う。なお、紙入札にて参加する者にはファクシミリにより通知する。

（５）入札参加者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

（６）提出書類受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

（７）競争参加資格確認通知書発行期間は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

6 入札・開札の日時に関する事項

電子入札システムにより入札等を行う。

（１）入札期間

令和7年5月28日（水）午前9時から令和7年5月29日（木）午後5時まで

（２）開札日時

令和7年5月30日（金）午前10時00分

（３）場所

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所第2別館3階入札室

7 入札参加資格の喪失に関する事項

（１）入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失する。

（２）入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」まで連絡し、入札参加資格喪失届を提出すること。

8 入札説明書（仕様書等）に関する事項

（１）入札説明書（仕様書等）は、相模原市ホームページ「WTO「政府調達協定」の適用について」の「入札説明書」からダウンロード可。

（２）ダウンロードにより配布する仕様書等は積算用のため、それ以外の用途での使用・譲渡・再配布は禁止する。

（３）質問及び回答

質問及び回答の期限は「入札案件概要書」のとおり。

※質問は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード」に掲示している「質問回答書（電子入札用）」により作成し、電子入札システム内で添付ファイル形式により提出すること。

※回答は、原則として電子入札システム内で公開するが、紙入札により参加する者については、ファクシミリにより回答を送付する。

※ 仕様書に記載されている参考製品以外を納品することとした場合には、「同等品申請書」（別紙３）を質問期限までに電子入札システム内の添付ファイル形式により提出し、「３ 問合せ先及び契約条項を示す場所」の承認を受けること。

（４）質問は、上記（３）又はファクシミリの方法で行うこと。なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。

９ 入札保証金に関する事項

契約規則第８条第３号により免除とする。

１０ 入札金額の記載に関する事項

- （１）入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額（該当金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を持って契約金額とする。
- （２）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札金額とすること。

１１ 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- （１）政令第１６７条の４に定める入札参加資格のない者がした入札
- （２）契約規則第１６条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- （３）ＩＣカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、変更手続をしないまま入札に参加した入札
- （４）他人名義のＩＣカードを不正に取得し、使用して行った入札
- （５）ＩＣカードを不正に使用した入札
- （６）次に掲げる不備があった紙入札書

ア 入札者等の記名がないもの

イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの

ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの

エ 公告に示した案件名の記載がないもの

オ 所定の日時までに到達しないもの

カ 封筒に入札書を２通以上入れたもの

キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの

ク 紙入札承認を受けていないもの

１２ 落札者の決定方法に関する事項

- （１）予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- （２）原則として、落札者の決定は開札日とする。

- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。
- (4) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は「電子入札システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書を発行する。
なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (5) 落札者決定通知書は電子入札システムにより通知する。
- (6) 紙入札により参加した者へは（4）及び（5）の通知はファクシミリにて通知する。

1 3 契約保証金に関する事項

原則として、契約金額の10分の1以上の契約保証金を契約時まで納付すること。ただし、契約規則第34条の規定に該当する場合、契約保証金を免除できるものとする。

1 4 入札の中止等に関する事項

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や仕様書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消となった場合、入札のために要した費用を相模原市に請求することはできない。

1 5 契約金の支払方法に関する事項

納品検査終了後、請求に基づき契約金額を一括して支払う。

1 6 郵便入札に関する事項

- (1) 郵便入札は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便によること。この書留郵便は、二重封筒とし、別紙様式による入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等を朱書し、外封筒には入札番号、件名、数量及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、「郵便局留め」と記載すること。また、郵送した日に「3 問合せ先及び契約条項を示す場所」に必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

なお送付先は、次のとおりとする。

〒252-0299

日本郵便株式会社

相模原郵便局留め

- (2) 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 提出期限は、別紙「入札案件概要書」のとおり。

1 7 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。また、契約条項は、別添「契約書（案）」による。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23条）の適用を受けるものである。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 談合に関する情報がよせられた場合は、相模原市談合情報対応マニュアル（平成16年6月1日施行）によるものとする。
- (5) 苦情申立て
 - ア 当該調達に関し、相模原市入札監視委員会に対して苦情申立てを行うことができる。
 - イ 落札者の決定後苦情申立てが行われた場合、相模原市政府調達に関する苦情処理手続要綱（平成22年4月1日施行）に基づき、契約締結の停止等が行われる場合がある。
- (6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加
 - 2(8)に掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争入札に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受けなければならない。
- (7) 手続等の詳細及びこの公告に規定のない事項については、「契約規則」、「特例規則」、「電子入札運用基準」及び「相模原市物品購入（工事に使用する物品以外）に係る電子入札実施要領」によるものとする。
- (8) 落札決定後、契約締結までの間に、「2 入札参加に必要な資格に関する事項」のいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。

入札案件概要書		公告日	令和7年4月11日	公告別案件No	4/6
入札番号		4020			
契約件名		高規格救急自動車 2台口			
数量		仕様書のとおり			
納入期限		令和8年3月23日			
納入場所		仕様書のとおり			
参 加 条 件	認定済 営業種目 (入札日の前日まで)	営業種目		細目	
		自動車		救急車	
	実績	・公告日から過去5年において、国若しくは地方公共団体に救急車の納入実績があること。			
	履行能力	・仕様書に示す業務を履行する能力を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。			
競争参加資格確認申請書 受付期間		令和7年4月11日	(金)	午前9時	から 令和7年4月21日 (月) 正午 まで
競争参加資格確認通知書 発行期間		令和7年4月25日	(金)	午後1時	から 令和7年4月25日 (金) 午後5時 まで
参加資格がないと認めた理 由の説明請求期限		令和7年5月12日	(月)	午後5時	まで
質問期限		令和7年5月13日	(火)		
回答期限		令和7年5月19日	(月)		
参加資格がないと認めた理 由の説明請求に係る回答期 限		令和7年5月19日	(月)	午後5時	まで
入札書受付期間		令和7年5月28日	(水)	午前9時	から 令和7年5月29日 (木) 午後5時 まで
		* 郵便の場合 令和7年5月28日 (水) までに必着			
開札予定日時		令和7年5月30日	(金)	午前10時	
契約保証金		要			
契約不適合責任		物件引渡し完了の日から起算して2年間			
備考		・この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。			

令和7年度
高規格救急自動車2台口仕様書
(南本署1)
(津久井本署)



相模原市消防局

第 1 総則

1 趣旨

この仕様書は、相模原市消防局（以下「当局」という。）が、令和 7 年度に製作購入する高規格救急自動車（以下「車両」という。）について、必要な事項を定める。

なお、本仕様書は 1 台分とし、納車台数は 2 台とする。

2 基準

- （1）車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める救急自動車の規格（ただし、積載する救急資機材は除く）及び本仕様書に定めるところによるほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係法令の規格に適合し、かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。
- （2）車両は、各種救急資機材を積載し救急活動を行うことを目的とするもので、各部の構造は耐久性及び耐振動性に富むものであること。

3 費用負担

- （1）自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料を除く一切の費用は受注者の負担とする。
- （2）自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル手数料については、受注者が代納し、当局へ請求すること。

4 製作上の注意等

- （1）本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、当局の指示を受け、誤りのないようにすること。
なお、不明な点は当局へ確認し、十分熟知の上契約するものとする。契約後に生じた疑義は、当局の解釈に従うものとする。
- （2）仕様の変更が必要な場合は、書面をもって当局の承認を得ること。
- （3）車両総重量は、別表 1～4 の資機材を積載することでシャシの限界荷重（許容軸重量）に可能な限り、近づけること。（受注者と協議）

5 検査

（1）検査総則

- ア 製作工程表を作成し、検査日程を組むこと。
- イ 受注者は、検査日の 1 か月前までに当局に中間検査等申請書を提出すること。
- ウ 本仕様書、承認図書及び打合わせ議事録に基づいて行うものとする。
ただし、一部検査については、社内検査成績表等により省略することができるものとする。
- エ 検査は、受注者立会いのもと当局担当者が行う。

（2）中間検査

中間検査の日程は、当局が指定する。

（3）完成検査

完成検査は、全艀装、全塗装及び全装備が完了した時点とし、検査の結果不備事項又は不合格品がある場合は、当局の指示する日までに改修又は取り替えを行い、再度検査を受けるものとする。

（4）納入検査

納入検査は、納入時に当局担当者及び契約課担当者により実施するものとする。

6 納入等

(1) 納入期限

令和8年3月23日

(2) 納入場所

相模原市中央区中央2丁目2番15号 相模原市消防局 消防指令センター

(3) 納入後、車両及び装備品の取扱要領について、各専門業者による取扱説明を実施すること。また、説明に資料等が必要な場合は、受注者が準備すること。

(4) 車両及び装備品は、油脂類及び電池類付とし、納入後直ちに使用できる状態であること。

7 保証

(1) 設計製作は、特許及びその他権利上の問題に十分注意し、問題が生じた際は、受注者がその責任を負い解決すること。

(2) 設計製作の欠陥による故障等が生じた場合は、保証期間後においても受注者がその責任を負い解決すること。

(3) 故障等の修理について、その対応が艤装メーカー又はシャシメーカーのいずれかの判断がつき難いときの受付窓口は、受注者とする。

8 その他

(1) 車両登録番号については、希望番号とし別途指示する。

(2) 車両新規登録は、納入期日の概ね2週間前までに手続きすること。

(3) 車両新規登録時の車両総重量について、資機材を積載した状態で測定すること。

(4) 納入後、更新前車両の一時抹消登録証明書、永久抹消登録の証明書を当局が指定する期日までに提出すること。

(5) 本案件に関する契約不適合責任期間については、物件引渡し完了の日から起算して2年間とする。

(6) 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、当局と協議して新たな納入期限を定めるものとする。

第2 提出書類

1 打合せ議事録

受注者は、当局担当者等との打合せ事項を記録し提出すること。

2 承認図書

受注者は、契約後速やかに細部について打合せを行い、打合せ後に次の書類（A4版に製本）を2部提出することとし、承認を受けた後、艤装を行うこと。

なお、承認後1部を承認図書として返却する。

(1) 製作工程表（中間検査及び完成検査予定日を記入）

(2) 外観5面図（前、後、上部、左右の外観5面図）

(3) 患者室配置図

(4) 電気配線図

ア 配線図及び電気容量図

- イ 使用電球名称及び型式一覧表
- ウ 使用ヒューズ型式一覧表
- (5) シャンシ諸元表

3 完成図書

受注者は、納入時に、次の書類（A 4 版に製本）を 2 部提出すること。

- (1) 納品書（写）
- (2) 自動車車検証（写）、リサイクル券（写）及び自動車損害賠償責任保険証（写）
- (3) 完成図（外観 5 面図、患者室配置図、電気配線図）
- (4) 新規検査等届出書（写）
- (5) 取扱説明書（車両）（1 部のみで可）
- (6) 資機材一覧表（品名、製造元）
- (7) 資機材取扱説明書（写）
- (8) 完成写真（新規登録後ナンバー付）及び製作工程の写真を印刷し提出すること。
写真データは、SD カード、CD 等、当局の承認を得た電子媒体にデータを記録し提出すること。
 - ア 前後左右
 - イ 斜め前後左右
 - ウ 上部全体

4 その他

緊急自動車事前登録に係る事務手続きは受注者にて行い、申請に必要な書類は当局に要求すること。（緊急自動車使用届出確認書の事務手続きは別途協議）

第 3 付属品等

- 1 装備品、付属品（車両関係）及び当局が支給する取付品は、第 5 機装の各項目、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおりとし、必要に応じて取付装置を設置すること。
- 2 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に定める救急自動車の規格に適合するよう、当局が別途契約する別表 4 の救急資器材を積載すること。（別途協議）
- 3 メーカー及び品名が参考として示されているものについて、同等品以上を使用する場合には、質問期間内に「電子入札システム」により同等品申請を行い承認を得ること。
なお、変更の際し、他の装備品、取付品及び取付装置との適合に不具合が生じた場合は受注者が責任を負い解決すること。
- 4 取付装置は、走行中の振動等により移動、破損等を生じないように安全確実に固定できるとともに、容易に積み下ろしできるものであること。

第4 仕様

1 車両

シャシの諸元及び性能は、シャシメーカーにおいて最新のものとする。

2 主要諸元

- | | |
|---------------|---|
| (1) 乗車定員 | 7名以上 |
| (2) エンジン | ガソリン |
| (3) 総排気量 | 2, 400cc以上 |
| (4) 最高出力(ネット) | 108kw以上(147PS以上) |
| (5) 駆動方式 | 4輪駆動方式(パートタイム含む) |
| (6) 変速装置 | オートマチック |
| (7) オルタネーター | 12V-150A以上 |
| (8) バッテリー | 12V-104AH以上 |
| (9) タイヤ | ラジアルタイヤ |
| (10) ステアリング | パワーステアリング |
| (11) その他装備 | 自動ブレーキ、エアコン、リヤエアコン(分離式可)
防汚シート・黒色(運転席・助手席) |
| (12) 車両寸法 | |
| ア 全 長 | 5, 700mm以下 |
| イ 全 幅 | 2, 000mm以下 |
| ウ 全 高 | 2, 600mm以下(アンテナは除く) |
| エ ホイールベース | 3, 150mm以下 |
| オ 室内長 | 3, 200mm以上 |
| カ 室内幅 | 1, 600mm以上 |
| キ 室内高 | 1, 800mm以上 |

第5 艙装

次に掲げる各項目を除く艙装については、受注者の標準仕様とする。

- 1 消防章(クロムメッキ、150mm白または黒色の台座付)を、フロント中央部に取付けること。
- 2 状況に応じて発光パターンが連動する散光式赤色警光灯(LED)を、ルーフ前方及び後方に取付けること。
- 3 赤色点滅灯(小糸製作所製FBLD12)をフロントバンパー上部2箇所に取付けること。
- 4 LED赤色点滅灯をフロントバンパー側面に各1個取付けること。
- 5 赤色停止表示灯(LED)をバックドア本体の下部に取付けること。
- 6 上記2から5の赤色灯類は連動させること。
- 7 ヘッドランプ(LED)及びフォグラмп(LED)を左右に取付けること。
- 8 左フロントドアに助手席から後方確認ができる補助ミラー及び左右フロントドアにサイドバイザーを取付けること。また、フロントアンダーミラーを取付けること。
- 9 サイドフラッシャーランプを、車体左右に取付けること。
- 10 大型路肩灯(LED)(スモール連動)を、左右に各1個取付けること。
- 11 車両左右側面上部に、赤色点滅灯及び作業灯(LED)を各2個取付けること。

- 12 ドアロックは集中式とし、リモートコントロール式ドアロックシステムを取付けること。鍵はリモートコントロールキーを3本以上、普通キーを4本以上とする。（別途協議）
- 13 SDナビゲーションシステム（FMVICS・チューナーカット）を取付けること。
なお、チューナーカットが不可の場合は、TV機能付きとすること。
- 14 ナビゲーションシステムモニター兼用のバックモニターを取付けること。
- 15 前後録画式ドライブレコーダー（メーカーオプション）を、運転室内に取付けること。
なお、前方向は360度対応型とすること。（別途協議）
- 16 音声合成装置機能付電子サイレンアンプ（大阪サイレンOPS-D151Qマイク付又は同等品）をインストルメントパネル内又はセンターコンソールボックス部に取付け、内蔵の音声メッセージを広報させるスイッチを運転席及び助手席付近に取付けること。
なお、後退警報（音声合成）は解除スイッチを設けること。また、運転席からサイレンサイレンアンプが操作しづらい場合には、運転席付近に必要なスイッチ等を別に設けること。（別途協議）
- 17 上記サイレンアンプの消防広報マイクについて、出場予告スイッチを感謝メッセージスイッチに変更すること。
- 18 フロントバンパー内に、大阪サイレン製の5型機械式モーターサイレンを設け、起動スイッチ（2箇所）を運転席及び助手席付近に設けること。
なお、起動スイッチは押しボタン式とすること。（別途協議）
- 19 フレキシブルマイクを運転席右側上部に取付けること。
- 20 電流、電圧計及びアワーマーターを、インストルメントパネル付近に取付けること。
- 21 LEDマップライトを、助手席上部に取付けること。
- 22 バックドアに取付けたカメラの映像を任意のモニターに電子映像として映し出すこと。（別途協議）
- 23 助手席から確認できる後部確認用ミラーを、運転室上部に取付けること。
- 24 ドアと連動する室内灯を、運転室に取付けること。
- 25 無線関係機器を取付けること。
 - （1）無線機及び消防緊急情報システム用関連機器が取付けられる台を運転席と助手席の間に取付けること。
 - （2）当局が所有するデジタル無線機及び消防緊急情報システム用関連機器を設置するため、デジタル無線機の待機電力等を考慮し取付け業者等と協議後、アンテナの取付け、配線等必要な工事をすること。
 - （3）デジタル無線機・アナログ無線機の点検口を設けること。
 - （4）無線機用補助スピーカーは、患者室及び運転室に取付けること。
 - （5）無線機本体等を収納する場所は、無線機の放熱を考慮し適当な措置を講ずること。（場所は運転席後部を予定 別途協議）
 - （6）アースボンディング（雑音防止）をすること。
 - （7）患者室の無線受話器の配線について、当局支給のものを設置できるよう施工すること。
- 26 インバーター（正弦波300W以上）を取付けること。また、患者室内に電源としてAC100Vコンセントを設けること。（位置等は別途協議）
- 27 マグネット式コンセントにより外部電源を使用する際、自動切換えにより車内のAC及びDC電源が使用できること。
また、AC電源は必要数増設すること。
- 28 地図入れボックス（A3サイズ）を、運転席と助手席の間に設けること。

- 29 訓練旗立てを助手席後方ルーフサイドに取付けること。（旗本体脱着式）
- 30 救命浮環（ライフボールS、ロープ付）を患者室内に取付け又は積載すること。
- 31 レスキューセット（ボール、オノ、シートベルトカッター及びガラスカッター）を積載すること。
- 32 縦型収納庫右側面にネット収納を2個以上取付けること。（別途協議）
- 33 時計を運転室及び患者室に取付けること。患者室に設置する時計は、秒針付アナログ時計及び電波式デジタル時計とすること。（位置等は別途協議）
- 34 ペーパータオルホルダーを取付けること。（位置等は別途協議）
- 35 患者室左前方に2段収納庫を設置し、上部にトレイを設け、手指消毒液収納庫を取付けられるようにすること。（位置等は別途協議）
- 36 患者室の窓ガラスは、プライバシーガラスとし、車外から容易に覗くことができないよう、左側窓ガラス及び後部窓ガラスの2分の1に曇りフィルムを貼付し、右側窓ガラス全面に白色又はスモークフィルムを貼付し、スイッチ操作にて瞬時にプライバシー保護ができることとする。
- 37 患者室乗降用等各ステップにはアルミ縞板を実施し、さらに滑り止め措置を施すこと。
- 38 収納庫、収納棚及び収納スペースを患者室内に取付けること。
なお、収納庫については施錠可能であること。（酸素マスク収納箱、患者室右側面後部棚等は別途指示）
- 39 患者室左前ルーフサイドにマップランプを取付けること。
- 40 網棚を患者室天井部分に2個取付けること。
- 41 保持グリップを、患者室側面及び天井部分に取付けること。
- 42 上衣及びヘルメット用のフック（バネ式でないもの）を運転室の指定した位置に3個取付けること。
- 43 酸素ボンベ収納庫を取付け、酸素用配管を露出することなく配管すること。
- 44 酸素吸入装置（OX-ⅢS川重型を1口増設したもの〈ボンベレス、減圧弁等含む〉）を取付けること。
- 45 定置型吸引器付近に吸引カテーテルを保持するパイプ（ステンレス製）を取付けること。（位置等は別途協議）
- 46 ペン立て付きホワイトボードを、患者室内の指示する位置に取付けること。
- 47 資機材用フックを、患者室右レールの指定する位置に5個以上設けること。
- 48 消火器（粉末消火器6型）を、指定する位置に取付けること。（位置等は別途協議）
- 49 乗降用大型のアシストグリップを、後部ドア左側患者室に取付けること。
- 50 バックボード及びスクープストレッチャー（65EXL）を右窓下側面収納庫に固定できるよう措置すること。
- 51 LED室内灯及び患者灯を患者室上部に2段階以上の調光器付で取付けること。
- 52 感染防止対策として、運転席と患者室の間に間仕切り用の扉を設け、扉には患者室内が確認できる窓を設けること。（別途協議）
- 53 外部商用電源（AC100V）からバッテリーを取外すことなく、充電できる充電器を設置すること。（エンジンスターターカット構造）
なお、マグネット式コンセントにより車体と接続できる構造とし、充電中であっても電気機器が使用できる装置を設けること。
- 54 運転席後部収納庫内に棚又はラックを設け、資機材固定ベルトを取付けること。
- 55 患者室に横向き2人掛け以上のシートを設け、下部を収納庫とすること。
- 56 横向き2人掛け以上のシートにシートベルトを必要数取付けること。
- 57 輸液用固定装置を、6本分（可動式2本、固定式4本）設けること。

- 58 リヤバンパー保護のためプロテクター（ステンレス製）等を取付けること。
- 59 車両にはコーナーセンサーを取付けること。
（ON／OFF切り替えスイッチの有無について、任意であれば設けないこと。）
- 60 ティッシュボックス及びディスプレイボックスを、患者室内に取付けができるようにすること。
- 61 盗難防止装置（誤発進防止用装置も可）を、運転席付近に取付けること。
- 62 電動ストレッチャーフラスナーを取付けること。また、電動ストレッチャー収容時に自動的に電動ストレッチャーバッテリーの充電が開始されるものであること。
- 63 患者室右側面前方に３段収納庫を設け、最下段に半自動除細動器のプリンターを設置すること。
- 64 車両はエンジンが始動した状態であっても、リモコン操作又は車両キーによって施錠ができること。
- 65 車両周囲の状況を確認するために車内のモニターに車両周囲の映像を映すことができること。
- 66 フィルター取付式の換気扇を備え、フィルターの交換が容易にできること。
- 67 患者室内に当局保有の自動心肺蘇生器を収納できる収納庫を設けること。
（詳細は別途協議）
- 68 地上高約１．８ｍになるようにバックドアストラップを追加すること。
- 69 給油口付近に油種を明示すること。
- 70 満タンクの状態で納車すること。
- 71 車体後部に当該車両購入事業に係る補助金のステッカー及び文字を貼付すること。
（別途協議）

第６ 塗装及び文字記入等

１ 塗装要領

十分な下地処理の後、塗装３回塗り以上のうえ、磨き仕上げを行い納入すること。

２ 塗装区分

車両は、次に掲げる区分に従い塗装を行うこと。

なお、アルミ、ステンレス及びメッキを施した部分は生地の色とすること。

塗装部位	色
車体外部	白（赤色ライン付、車体前部以外再帰性に富んだ反射材）

３ 文字記入

文字記入は次のとおりとし、素材は再帰性に富んだ反射材等を使用、字体は、丸ゴシック体左書とし、名称、大きさ等は別途指示する。

区分	色別	位置
消防局名 （相模原市消防局） （SAGAMIHARA F.B.）※	マラカイトグリーン （３M: J S 1 7 1 0）	車体後部ドア及び左右サイド ※左右サイドのみ
隊名 （南救急隊１） （津久井救急隊）	マラカイトグリーン （３M: J S 1 7 1 0）	車体左右及び後部ドア

側面表示 (AMBULANCE)	マラカイトグリーン (3M:JS1710)	車体側面上部付近 (詳細は別途協議)
対空表示 (相模原市南救急1) (相模原市津久井救急) 2行表示	マラカイトグリーン (3M:JS1710)	屋根部

別表1 (装備品)

品名	数量	内訳及び規格等
電動ストレッチャー	1式	Stryker製電動ストレッチャー Power-PRO2 モデル6507及び電動フ ァスナーを備えていること サイドアーム・プレート、マットレス、ストラップ 当付属品を含む バッテリー 2個付き 電動ストレッチャーオプション M-PPL-D
ハンディーライト	3	ペリカン3310PL (蓄光タイプ)
ミゼットカッター	1	
訓練旗	1式	訓練旗 (旗棒も含む) (縦30mm×横450mm) (赤色生地、横書き白色文字「訓練」)
バッテリーテスター	1	ミドトロニクス社製 MDX-631APFD
交換用換気扇フィルター	20 枚	

別表2 (付属品)

品名	数量	内訳及び規格等
スタッドレスタイヤ	4	アルミホイール付 (納車時装着) 純正アルミホイールがない場合は、別途協議
タイヤチェーン	1式	非金属製 (冬タイヤ用)
サイドバイザー	1式	アクリル製
車輪止	1式	ゴム製2個 (樹脂製は不可)
フロアーマット	1式	運転席、助手席
泥よけ	1式	
補修用塗料 (白色)	1	
三角停止表示板	1	

別表 3（当局が支給する取付品）

品名	数量	型式・規格等
高度救命処置用資機材①－1 気道確保用資機材	1 式	電動式ポータブル吸引器 (パワーミニックⅡ) 専用ブラケット (充電器)
高度救命処置用資機材② 自動体外式除細動器	1 式	半自動除細動器 (キャリングケース付) (NK TEC-2603) ウォールマウント
高度救命処置用資機材③ 心電計	1 式	ベッドサイドモニター (NK BSM-3562)
酸素吸入装置 (ポンベ)	1 式	9.4ℓ アルミ製ポンベ 2 本 ※OX-ⅢS (ポンベレス、減圧弁等含む) (受注者負担)
車載定置型吸引器	1 式	WS-1400 (救急車仕様) ※PSP-80 (受注者負担) ※小型ゴミ箱 (受注者負担)
血圧計	1 式	ウォール型 (ルアーロック付) (ウェルチ フレックスポートカフタイプ)
搬送用人工呼吸器	1 式	アンサー
搬送用器具	1 式	バックボード スクープストレッチャー (65EXL)

別表 4（当局が別途契約し、車両積載する救急資器材）

酸素呼吸器付属品	アルミ製ポンベ (ロレットバルブ) 2 L
	減圧弁保護枠付 FLW2 ヨーク型
	シリコンマスク NK-1515 大 成人用
	シリコンマスク NK-1514 中 成人用
	収納ケース モデル 5100 上
	(予備)減圧弁保護枠付 FLW2 型 ヨーク型
	オキゲンキャリーバック Medi Gear #5122

	0 リング予備 O-674
	アルミ製ボンベ 9.4L
	アルミ製ボンベ (ロレットバルブ) 2L
人工呼吸器付属品	蘇生バック マークIV 成人用 (バッグタイプ)
	シリコンカフマスク AM-1209-126 NO. 5 成人用
	アンプ 蘇生バルブ 予備 AM-2209-148
	蘇生バッグ シリコン製オーバープラス AM-1209-054 小児用
	シリコンカフマスク AM-1209-124 No. 2 小児用
	シリコンカフマスク AM-1209-123 No. 0 幼児用
	蘇生バック マークIV新生児用 (バッグタイプ)
	シリコンカフマスク AM-1209-121 No・OA 新生児用
	ガスサプライバルブ 蘇生バック補助器具
	同上アダプター アンプ・マークIV・シリコンプラス 用
	同上アダプター アンプ・ベビー用
	同上シリコンジョイント アンプ・ベビー用
人工呼吸器付属品	ジュンロン型 酸素供給ホース (1.5m)
	リューザブルシングル呼吸回路 (1セット) KOM3313F 90cm
	ディスポ呼吸回路セット KOM2941-12F 12組入
	ディスポ呼吸回路セット KOM733-TN
吸引器付属品	PESFフィルター 5個入

	ヤンカーサクションチューブ
エアーウェイ	経鼻エアウェイ ポーテックス 7mm 100/210/070
体温計	非接触赤外線体温計 ヒュービディック FS-700W スマートサーモ
ストレッチャーマットレス フィットカバー	L 防水 50枚入 49003
呼吸弁	KOM3322
救急用酸素調整器	KOM2112KCK Oxy Flow300
J P酸素変換アダプタ	KOM33JP
スタントFRP複合容器酸素 ボンベ	KOM3384J 8.4L「F218」

物 件 売 買 契 約 書 (案)

契約番号

1 契 約 件 名							
2 契 約 物 件	品 名	規 格	単 位	数 量	単価 (税込)	金 額 (税込)	
3 納 入 場 所		指 定 箇 所					
4 納 入 期 限		令和 年 月 日 まで					
5 契 約 金 額		百万		千		円	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額							
6 支 払 の 条 件		☐ 部分払 _____ 回 ☐ 完納払い (第7条全文削除)					
7 契 約 の 保 証		☐ 免除 (第11条全文削除) ☐ 現 金 _____ 円 ☐ 保険加入 ☐ 有価証券 _____ 円					
8 契 約 不 適 合 責 任 期 間		物件引渡し完了の日から起算して _____ 年間					
9 そ の 他 の 事 項							

上記物件売買について、相模原市を発注者とし、_____を受注者とし、次の契約条項に基づき契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相 模 原 市
代表 相模原市長 本村 賢太郎 印

受注者

印

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、見本及びこれらに対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 受注者は、発注者の許可を受けたときを除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

- 第3条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料（写真、イラスト及び文章等を含む。）、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(守秘義務)

- 第4条 受注者は、本契約において知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。これは、契約物件の引渡し後も同様とする。

(検収及び引渡し)

- 第5条 受注者は、契約物件を納入しようとするときは、発注者の検収を受け、これに合格したときに当該物件を発注者に引渡すものとする。
- 2 検収の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引換え、再検収を受けなければならない。

(契約代金の支払い等)

- 第6条 受注者は、契約物件の引渡し完了したときは、所定の手続きにしたがって契約代金の支払いを請求し、発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

(部分払)

- 第7条 受注者は、契約物件の完納前において、相模原市契約規則第40条の規定により、対価の一部を受けようとするときは、既納部分に応じて契約代金の部分払を請求することができる。

(危険負担)

- 第8条 契約物件引渡し前に、発注者受注者双方の責に帰することのできない理由により、当該物件に生じた損害はすべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第9条 発注者は、契約不適合責任期間中、契約物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、契約物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、発注者は、その契約不適合責任によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約不適合責任が、天災その他の不可抗力に起因したと発注者が認めたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合の違約金)

- 第10条 受注者の責に帰する理由により、納入期限までに契約物件を納入しないときは、受注者は、発注者に対して違約金を支払わなければならない。
- 2 前項の違約金は、遅延日数に応じ契約金額又は未納部分に相当する金額につき年2.5パーセントの割合で算出した額とする。

(契約の保証)

- 第11条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約保証金から生ずる利子は、発注者に帰属するものとする。

(物価変動に基づく契約金額等の変更)

- 第12条 契約期間内に経済事情の激変その他の予期する事のできない異常な事態が発生し、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、契約金額又は物件の規格等を変更することができる。

(納入期限の延長)

第13条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、発注者に納入期限の延長を請求することができる。その延長日数は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

(発注者の催告による契約解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がないときはこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者の責に帰する理由により、納入期限又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、受注者又はその代理人が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第14条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。

(2) 第2条の規定に違反したとき。

(3) 受注者の振出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(4) 破産、民事再生、会社更生手続開始の申立の時又はそれらの申立を受けたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(3) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

3 第1項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第20条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の契約解除権)

第16条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じて、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てで確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第11条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（受注者の催告による契約解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間に履行がなく物件の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。

2 前項により、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。その場合における損害賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（解除に伴う措置）

第18条 発注者は、この契約が解除された場合において、第5条の規定に基づき検収に合格し引渡しを受けた物品がある場合は、当該引渡しを受けた部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

（談合その他不正行為による賠償の予定）

第19条 受注者は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第16条第1項第1号から第3号までのうち、当該納付命令又は排除措置命令の対象となった行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に該当するとき、その他発注者が特に認めるとき。

(2) 第16条第1項第4号の規定に該当する場合において、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第19条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺することができる。なお、不足があるときは、これを追徴する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（紛争の解決等）

第21条 この契約条項について疑義が生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（合意管轄裁判所）

第22条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

競争参加資格確認申請書

年 月 日

相模原市長 あて

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印
(担当者氏名)
(電話番号)

次の案件に係る一般競争入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

公告年月日	
入札番号	
調達物品名	

メンテナンス対応等証明書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

(競争入札参加希望者) 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者氏名)

印

次のとおり証明します。

調達物品名【高規格救急自動車 2台口】

1 当該車両（機装部分）のメンテナンスが行える整備工場

(1) 最寄の整備工場

整備工場名称

所在地

電話番号

(2) 競争入札参加希望者との関係

直営・協力（該当するものを「○」で囲む）

「協力」に該当する場合は、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

(3) 整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）

及び担当者名

人員 名

担当者名

(4) 点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日で対応します。

2 部品供給体制

(1) 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

(2) 供給系統（フローチャート図）

(3) 依頼から納品までの所要日数は、2日以内で対応します。

3 技術員の派遣体制

(1) 最寄りの整備工場への派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、1日以内で対応します。

(2) メーカーの技術員の派遣体制

ア 緊急時の連絡系統

イ 現地への派遣方法

ウ 現地到着までの所要日数は、2日以内で対応します。

同 等 品 申 請 書

令和 年 月 日

相模原市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
（担当者氏名）

印

＊次のとおり同等品の認定を申請します。

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	備考

詳細については、別添資料のとおりです。

案件番号 4 0 2 0
調達物品名 高規格救急自動車 2 台口